

厚生労働大臣が定める掲示事項

I 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

当院の関東信越厚生局長への基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

III 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、計算窓口にてその旨をお申し出ください。

IV コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料288点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料74点を算定いたします。コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。ただし、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料1ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。ご不明な点がございましたら、受付にてご相談ください。



医療法人社団 湘風会
かもめ眼科クリニック